

税

問合先 税務課

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人および人格のない社団など（収益事業を行うものに限る）が納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要です。）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額があり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっていきます。

※赤字決算となり、法人税額が0円となった場合も、均等割がかかり

りますので、申告と納付が必要です。また、申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により「決定」の行政処分をすることがあります。※詳しくは問い合わせしてください。



市・府民税の第3期分の納期限は10月31日(水)です

領収書はお支払い済みの証拠となるものなので、大切に保管してください。

各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたるときは変更する場合があります。

◎法律相談【予約制】

月曜日（第2月曜日除く）、第2水曜日
13:00～16:45（1つの内容で1回限り）
市役所1階相談室（問合先：人権推進課）

◎労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00～15:05（1つの内容で1回限り）
市役所1階相談室（問合先：人権推進課）

◎行政相談

第3月曜日 13:30～16:00（受付は15:30まで）
市役所会議室（問合先：人権推進課）

◎人権擁護委員による人権相談

第3月曜日 13:30～16:00（受付は15:30まで）
市役所会議室ほか（問合先：人権推進課）

◎総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

●月～金曜日 9:30～16:30

人権推進課

南部市民交流センター本館（☎466-6464）

北部市民交流センター本館（☎464-5726）

まちの活性課（就労支援のみ ☎469-3131）

公益社団法人 泉佐野市人権協会

（☎458-7444）

●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】

申込・問合先 その週の月曜日までに人権推進課へ

◎女性のための電話相談（☎469-7402）

第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00

問合先 いずみさの女性センター

（☎469-7125）

◎女性の悩みの相談（面接）【予約制】

相談日・時間は予約時に問い合わせてください。夜間相談あり

問合先 いずみさの女性センター

（☎469-7125）

◎経営相談【予約制】

6～2月の第2・4火曜日

（8・12・2月は第1・3火曜日）

13:00～17:50 消費生活センター

（問合先：まちの活性課 ☎469-3131）

◎消費生活相談

月～金曜日 9:00～16:30

消費生活センター（☎469-2240）

◎司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30～16:30 消費生活センター
申込 大阪司法書士会（☎06-6943-6099）
受付 月～金曜日 10:00～16:00

◎行政書士相談【予約制】

第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室
申込 大阪府行政書士会泉州支部
（☎483-7373）

◎税務相談

第3水曜日（2・3月除く）13:00～16:00

市役所1階相談室（問合先：税務課）

◎国保夜間納付相談

第3木曜日（祝日除く）17:30～20:00

国保年金課

◎後期高齢者医療保険料納付相談

第3木曜日（祝日除く）17:30～20:00

国保年金課

◎家庭児童相談（☎463-1937）

月～金曜日 9:00～17:00

◎子どもフリーダイヤル（☎0120-510-783）

月～金曜日 9:00～17:00

◎育児相談

●月～金曜日 9:00～16:00

泉佐野すえひろ保育園（☎466-5826）

●月～金曜日 10:00～16:00

地域子育て支援センター（☎469-3700）

◎子育て電話相談

鶴原保育園（☎463-0065）

月～金曜日 10:00～16:00

◎母子・父子・寡婦家庭の相談

月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課

◎教育相談

●さわやかルーム（☎447-7312）

月～金曜日 10:15～15:30

●シャイン（☎464-8750）

月～金曜日 10:15～15:30

◎身障者相談

第2・4金曜日 13:00～15:00

社会福祉センター2階（問合先：障害福祉総務課）

◎知的障害児（者）よろず相談

第4金曜日 10:00～12:00

社会福祉センター2階（問合先：障害福祉総務課）

◎心配ごと相談

●月曜日（第4月曜日除く）13:00～16:00
社会福祉センター2階相談室

●第4月曜日 シャッピーハウス（佐野公民館隣）
（問合先：社会福祉協議会 ☎469-2155）

◎高齢者相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター1階（問合先：地域包括支援センター ☎464-2977 Fax462-5400）

◎障害者相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター1階

（問合先：基幹相談支援センター あいと ☎464-3830 Fax462-5400）

◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談

月～金曜日 8:45～17:15

社会福祉センター1階

（問合先：泉佐野市権利擁護支援センター【社会福祉協議会内】☎464-2259 Fax462-5400）

◎赤ちゃん相談【予約制】

第3水曜日（8月のみ第5水曜日）

奇数月 9:30～12:00

偶数月 13:00～15:00

健診センター（問合先：健康推進課）

◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30～12:00 健康推進課

◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日（祝日除く）9:30～10:00

泉佐野保健所（☎462-7703）

◎HIV即日検査（希望者には梅毒即日検査も実施・匿名可）

第1・3月曜日（祝日除く）13:00～14:00
泉佐野保健所（☎462-7703）

◎風しん抗体検査【予約制】

第1・3月曜日（祝日除く）10:00～11:00
泉佐野保健所（☎462-7703）

◎こころの健康相談（アルコール依存症・認知症含む）【予約制】

月～金曜日（祝日除く）9:00～17:45

泉佐野保健所（☎462-4600）

◎医療に関する相談

月～金曜日（祝日除く）9:30～16:00

泉佐野保健所（☎462-7701）

高齢者肺炎球菌予防接種

公費の接種期間・回数 来年3月末までに1回

対象 下記のいずれかに該当し、自らの意思と責任で接種を希望する本市に住民票がある人

- ①平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人
- ②接種日当日60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級または相当程度の人）

※すでに23価の肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。

脾臓を摘出した人、公害認定者などは、保険などの対応とするか接種医と相談してください。

自己負担金 4,000円

※減免制度あり（17ページ「高齢者インフルエンザ予防接種」の減免制度と同様）

持ち物 健康保険証・医療証など本人確認ができるもの、身体障害者手帳など（②のみ）

場所・申込 直接、下表の指定医療機関へ。指定医療機関以外で接種される場合は、償還払い制度がありますので、必ず事前に健康推進課へ問い合わせてください。

問合せ先 健康推進課



高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌 予防接種指定医療機関（10月1日現在）

町名	名称	電話番号	インフル インガ	肺炎 球菌	町名	名称	電話番号	インフル インガ	肺炎 球菌
葵 町	つじもとクリニック	469-2080	○	○	中 庄	大野外科胃腸科	464-0302	○	○
市場西	医療法人秀和会 たかやまクリニック	462-7778	○	○		ゆたかクリニック	463-7725	○	○
市場南	長田医院	461-1500	○	○	長 滝	釈迦戸医院	465-4180	○	○
上 町	あらい耳鼻咽喉科	462-3387	○	○		田中医院	466-6800	○	○
	泉本医院	469-3181	○	○		樽谷医院	466-1180	○	○
	やました耳鼻咽喉科クリニック	462-3341	○	—	中 町	佐野記念病院	464-2111	○	○
	小西胃腸科内科医院	469-6619	○	○		羽倉崎	石井クリニック	447-5565	○
	白井内科クリニック	462-1877	○	○	羽原病院		466-3881	○	○
大 西	中野クリニック	464-0021	○	○	羽倉崎上町	平野医院	465-4668	○	○
	聖愛クリニック	462-0550	○	○	日根野	ありた整形外科	467-3051	○	○
	谷口病院	463-5540	○	○		泉屋内科クリニック	467-3222	○	○
西田医院	462-3356	○	○	えびすのクリニック		450-0380	○	○	
大 宮	西田外科・内科	462-8725	○	○		大植医院	450-2820	○	○
上瓦屋	青松記念病院	463-3121	○	○	中川クリニック	461-1302	○	○	
	河崎内科病院	464-6466	○	○	中山医院	468-0303	○	○	
	新山診療所	462-7452	○	○	平松診療所	468-2481	○	○	
佐野台	矢頃クリニック	463-1018	○	○	本 町	武井医院	462-7755	○	○
下瓦屋	中西脳神経外科・内科	462-2358	○	○		湊	泉佐野優人会病院	462-2851	○
新安松	浅井クリニック	466-0122	○	○	ひがきクリニック		487-8343	○	○
高松北	上仁上田クリニック	462-3458	○	○	りんくう 往来南	IGTクリニック	463-3811	○	—
高松東	福田病院	464-9499	○	○	りんくう 往来北	リョーヤコマツクリニック	463-7003	○	○
高松南	梶野医院高松診療所	469-6633	○	○	りんくう 往来北	りんくうタウンクリニック	460-1122	○	○
鶴 原	おおoura整形外科	464-5841	○	○	若宮町	山田外科医院	462-3106	○	○
	小笠原医院	462-0268	○	○	※熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町でも接種できる医療機関がありますので、希望する場合は健康推進課へ問い合わせてください。				
	長澤医院	462-2443	○	○					
	なかつか整形外科リハビリクリニック	469-1300	○	○					
	のむらクリニック	461-3333	○	○					
	東佐野病院	464-8588	○	○					
	ひがしの耳鼻咽喉科	464-8741	○	—					
	三好医院	463-6911	○	○					



集団がん検診（予約制・先着順） （健康マイレージ対象）

問合先 健康推進課

10月はがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間です。検診を受けて、がんを早期発見しましょう！
日時・種別 表のとおり（大腸がん・乳がん・子宮がん検診は指定医療機関でも実施しています。）

実施日	受付時間	場所	がん検診の種別
来年1月29日(火)	午前9時～ 11時20分	健診センター (市役所本庁舎南側)	肺、胃、大腸、乳、子宮
1月30日(水)			
2月7日(木)			

申込・変更・キャンセル（申込期間：11月1日(木)～12月20日(木)）
●日曜日、祝日除く午前8時30分～午後7時にフリーダイヤル☎0120-611-007（聴覚障害の人限定 Fax072-800-7152）へ
●インターネット予約
(<https://izumisano-sanokenkonavi.secure.force.com/>)

※フリーダイヤル以外への電話、来所による申込・変更・キャンセルはできません。
受付期間終了後でも、空き状況により再度インターネットで予約の受付を行う場合があります。

胃がん検診は、指定医療機関のみで胃内視鏡（胃カメラ）検査での検診ができるようになりました。詳しくは、広報7月号・9月号をご覧ください。

【胃・大腸がん検診】

内容・費用

- 胃部エックス線検査・600円
- 便潜血検査・無料

対象 40歳以上の市民

【結核・肺がん検診】

内容・費用

- 胸部レントゲン・無料
- 喀痰細胞診（必要者のみ）・300円

対象 40歳以上の市民

【乳がん検診】

内容・費用

マンモグラフィ（乳房エックス線検査）と視触診・1,100円

対象

40歳以上の女性の市民（平成29年4月1日以降に受診した人は不可）

【子宮がん検診】

内容・費用 細胞診・800円

がん検診受診促進キャンペーン （先行予約受付）

- 5人以上の申込で、通常の申込期間に先行して予約の申込ができます。
- 電話での予約混雑を避けられます。
- 検診日は全員が同日でなくてもOKです。

申込 申込チラシに必要事項を記入し、代表者が10月25日(木) 午前9時～午後5時に健康推進課へ5人分以上提出してください。予約結果はその場で代表者へお知らせします。

※申込チラシは、健康推進課ホームページからダウンロードできます。

対象

20歳以上の女性の市民（平成29年4月1日以降に受診した人は不可）



インターネット
予約用QRコード

高齢者インフルエンザ予防接種

公費の接種期間・回数

10月15日(月)～12月末（各指定医療機関の診療日）に1回接種

※抵抗力がつくまでに2週間程度かかりますので、なるべく12月中旬までに接種してください。

接種期間を過ぎると費用は全額自己負担となります。

対象 次に該当し、自らの意思と責任において接種を希望する人

①接種当日65歳以上

②接種当日60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する（該当の機能障害で身体障害者手帳1級または相当程度）

自己負担金 1,000円 ※減免制度あり（右の囲み参照）

持ち物 健康保険証・医療証など本人確認ができるもの、身体障害者手帳など（②のみ）※説明書や予診票は、指定医療機関にあります。

場所・申込 直接、16ページの指定医療機関へ

問合先 健康推進課



減免制度

●市民税非課税世帯に属する人には自己負担金免除券を発行しますので、事前に健康推進課へ本人確認ができるものを持参して申請してください。

●生活保護法による被保護世帯に該当する人は、生活保護受給者証明書の原本などを直接指定医療機関へ提出してください。

水道基本料金減免制度

65歳以上の人だけで構成される高齢者世帯は、水道基本料金等の減免を受けられる場合があります。

申請を希望される場合は、所得制限がありますので、まず電話で問い合わせてください。

申請・問合先 高齢介護課

骨髄移植などによる任意予防接種費用の 助成制度が始まりました

詳しくは、広報11月号に掲載します。

問合先 健康推進課

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

市では大阪府からの委託で、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しています。

期間 平成31年度まで（予定）

内容 問診、胸部CT検査、保健指導、精密検査（胸部CT検査の結果、石綿を原因とする肺疾患が疑われる場合のみ）

※胸部CT検査を受診しない人は、調査対象にはなりません。

胸部X線撮影は、試行調査で実施しません。

目的 石綿検診の実施を見据え、試行調査を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診など）との連携方法・対象者、対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用などの課題・検討を行うこと

対象 次の①～④のすべてにあてはまる人

- ①市内に住民票がある
- ②調査対象地域やその周辺で石綿

採取施設が稼働していたなど石綿飛散が発生した可能性のある時期に、当該調査対象地域に居住していた

③市が検査を実施する医療機関などで受診できる（詳しくは問い合わせてください）

④試行調査の内容を理解し、調査への協力に同意する

※条件に該当する人であっても、下記の人を対象外になります。

●労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得しているまたは交付要件に該当している

●石綿障害予防規則により職場などで石綿に関する特殊健康診断を受けることができる

●石綿関連疾患が原因で医療機関を継続的に受診し、石綿関連疾患に係る健康管理が行われている

申込・問合先 健康推進課

※受診無料。実施医療機関など、詳しくは問い合わせてください。

10月17日～23日は 薬と健康の週間

医薬品は、正しい知識を身につけて使用しましょう。万が一、入院治療が必要となるほどの健康被害がおきたときは、次の機関に相談してください。

問合先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

●薬と健康の週間について
(☎03-3506-9460)

●医薬品副作用被害救済制度について
(☎0120-149-931)



地域の医療連携の中核を担う

りんくう総合医療センター

問合先 地域医療連携室 (☎469-3111 Fax469-7929)

循環器内科

循環器内科部長

武田吉弘

「心臓病は、日本人の死亡原因の第2位を占め、その半数は狭心症・心筋梗塞が原因とされます。狭心症・心筋梗塞は、日本人の多くの人に関連がある病気です。」



「狭心症・心筋梗塞とは？」 心臓を栄養する血管（冠動脈）が、動脈硬化や血栓で詰まり、心臓の筋肉の細胞（心筋細胞）の栄養不足から、狭心症・心筋梗塞が起ります。特に心筋梗塞は、発病直後から命に危険が生じる不整脈（心室細動など）を起す可能性があり、一刻も早く病院に駆けつけることが望まれます。また、心筋梗塞は、時間と共に心筋細胞が死んでいき、それを防ぐためにも、早期治療が望まれます。

「狭心症・心筋梗塞の症状」 「よもや心臓の病気だと思わなかった」と、狭心症・心筋梗塞のみなさんは、病気を振り返られます。症状を知ることが、命を守る第一歩となります。典型的な狭心症の症状は、急ぎ足、階段を登るなど、体を動かした際に「前胸部や背中への圧迫感・締め付け感が5分程度続く」というものです。さらに、血管の詰まりが悪化した場合、「発作が運動時だけでなく、安静時にも起こる」「発作の頻度が高く、継続する時間が長くなる」などの変化が生じます。

「狭心症・心筋梗塞の治療」 多くの場合、心臓カテーテル治療が第一選択となります。直径数mmの細い管を、手首や足の付け根から動脈を介して心臓まで通し、血管の詰まりを解除します。体への負担が少ないのがカテーテル治療の長所で、狭心症の場合、治療翌日に退院することも可能です（心筋梗塞の場合には、心臓の筋肉の調子を整える時間が必要なので、通常2週間の入院を要します）。

「最後に」 診断技術、治療ともに、受診されるみなさんの負担が軽減される方向に、年々進歩しています。症状を自覚された場合には、お早目に受診してください。

ICU/CCU病棟

ICU/CCU病棟看護部長

井畑美穂



当院には2つの集中治療室があります。主に重症外傷対応の救命センターICU18床、主に循環器疾患（狭心症や心筋梗塞）対応のICU/CCU10床です。今回はICU/CCU（以下ICU）を紹介いたします。ICUは本館の4階にあり、患者さんは多くの点滴や検査・医療機器によるサポートや手厚い看護が必要なことが多いです。医師をはじめ、看護師・医療機器を管理する技師やリハビリスタッフら多職種でチームを組み、少しでも早く回復できるように患者さんやご家族と向き合っています。夜間でも患者さん2人に対して1人の看護師が担当できるような人員配置になっています。一般病棟と違い面会制限があるので、患者さんには寂しい思いをさせご家族にも不便さを感じさせられるかもしれませんが、治療に専念していただき、患者さんを感染から守るために設けています。

昨今は価値観の多様化により、ICUに入られた患者さんの中にも「延命治療を望まない」「状態が悪化したときには心臓マッサージや医療機器の装着を望まない」ということも耳にします。医師から話を聞き、患者さん本人だけでなくご家族もいろいろな判断をしなければならぬ中で、悩むこともあると思います。そんな時には、ぜひ私たち看護師にもその思いを聞かせてください。患者さんとご家族の思いに寄り添いながらご支援できたらと考えています。また、普段からご家族や身近な人、自分の命が危うくなったときにどのような対応を希望するか話し合い、コミュニケーションをとっておくことはとても大切だと思います。病気が事故はいつ起こるかわからないからこそ、気持ちの備えは大切です。